

新旧対照表

○木更津市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市空家等対策の推進に関する規則 平成29年3月23日 規則第11号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（第26条法律第127号。以下「法」という。）及び木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成29年木更津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>木更津市空家等対策の推進に関する規則 平成29年3月23日 規則第11号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（第26条法律第127号。以下「法」という。）及び木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成29年木更津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 略 <u>（協議会の組織）</u></p> <p><u>第3条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。</u></p> <p><u>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>第4条～第13条 略</u> (条例第8条第1項の規則で定める方法)</p> <p><u>第14条 条例第8条第1項の規則で定める方法は、第8条各号に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>第15条～第21条 略</u> (執行責任者証)</p> <p><u>第22条 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記第22号様式）とする。</u></p> <p><u>2 法第14条第10項の規定による代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の証票は、執行責任者証とする。</u></p> <p><u>第23条 略</u></p>	<p>第2条 略</p> <p><u>第3条～第12条 略</u> (条例第8条第1項の規則で定める方法)</p> <p><u>第13条 条例第8条第1項の規則で定める方法は、第8条に規定する方法とする。</u></p> <p><u>第14条～第20条 略</u> (執行責任者証)</p> <p><u>第21条 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記第22号様式）とする。</u></p> <p><u>第22条 略</u></p>